

介護福祉士国家試験対策講座

＜社会の理解＞

～学習方法と出題ポイントを理解しよう～

「社会の理解」の学習のポイント

＜主な関連科目＞

- ・介護の基本
- ・介護過程
- ・障害の理解

＜学習のポイント＞

- ・ 現代福祉の基本となる地域福祉の内容を押さえておく。
- ・ 現代社会で起こっている時事的な内容(生活環境、医療、介護、子育てなど)を把握し、社会保障制度と関連させて理解する。
- ・ わが国における社会保障制度の体系を理解する。
- ・ 社会保険制度の種類とそれぞれの保険の特徴、給付されるものを理解する。
- ・ わが国の法体系を理解したうえで、介護保険制度、障害者自立支援制度の基本の仕組みを押さえる。
- ・ 要介護状態や疾病の状況、障害の種類と程度によって、利用者にとってどのサービスや事業が適切か見極めの応用力を養う。

1 生活と福祉

- ・仕事と育児、仕事と介護、少子高齢化など現代社会の課題、動向、統計などを厚生労働省の調査結果や日々のニュースなどから情報を収集し状況を把握しておく。→ 時事的分野
- ・統計は、数値を覚えるのではなく、大よその傾向や状況をつかんでおく。
あわせて統計に使われる用語とその意味も押さえておく。→高齢化率、合計特殊出生率、限界集落など
- ・地域福祉ついて、どのようなものがありそれぞれの役割や特徴、支援体制などをまとめておく。
 - ・福祉計画 →★各福祉計画を規定している法律をしっかりと読み込むことが大切！
 - ・社会福祉協議会 ・民生・児童委員 ・ボランティア →無償性、自発性、公共性
 - ・社会福祉法人 ・共同募金 など
- ・ライフスタイルの変化では、仕事とライフワークを両立させるための内容にどのようなものがあり、制度としてどのようなサポート体制がとられているのか特徴や規定などをまとめておく。
 - ・働き方改革 →労働者それぞれのニーズに応じた多様な働き方が選択できるように改革する。
 - ・ボランティア活動 ・生涯学習 ・育児休業、介護休業法

福祉の主体として、自助、互助、共助、公助の基本的な意味を理解し、特に共助、公助が社会保障制度の何に該当するのかを理解する。

- ・自助 → 自分のことは自分で解決を試みる
- ・互助 → 相互扶助
- ・共助 → 社会連帯、共同連帯・・・社会保険制度
- ・公助 → 公的扶助・・・生活保護制度

2 社会保障制度

★社会保障制度の項目では、仕組み単体の設問の他に事例問題の内容からどのような保障制度が該当するののかといった総合問題が出題されることがあります。

したがって用語の意味だけでなく事例内容の状況を把握し、適切な支援策を判断できるようにしましょう。

<押さえておく内容>

① 社会保障の基本的な考え方について

・基本的な社会保障の意味(役割・目的)と範囲を理解しておく。

背景は憲法第 25 条(生存権)、昭和 25 年 社会保障制度審議会勧告

体系

社会保険 → 保険料の拠出が必要。医療保険、介護保険、年金保険、雇用保険、労災保険

公的扶助 → 拠出は不要。生活保護

公衆衛生 → 保健衛生

社会福祉 → 基本、福祉六法

特徴: 所得再分配 → 社会連帯、共同連帯

② 日本の社会保障制度の発達について

・戦後から現在に至るまでの各時代の時代背景をイメージし、それぞれの特徴を理解する。

それを基に、各法制度がどのタイミングで創設されたのかを一致させていく。

・戦争処理期(昭和 20~29)

福祉三法

・高度成長期(昭和 30~64)

社会福祉事業法 福祉六法 国民皆保険・国民皆年金 老人保健法 基礎年金制度 など

・福祉変革期(平成元~)

福祉関係八法の改正(地域福祉) 地方分権 社会福祉基礎構造改革

社会福祉法制定(社会福祉事業法改正) 社会保障基礎構造改革 など

③ 日本の社会保障制度のしくみの基礎的理解について

・①と関連させ、体系を理解したうえで、特に社会保険と公的扶助の特徴や違いについて理解しておく。

・社会保険と私保険の違い、種類を確認しておく。

・年金保険の種類や特徴と被保険者の分類を押さえておく。

・老齢基礎、障害基礎、遺族基礎 ・厚生年金、国民年金、共済年金など

・1号、2号、3号被保険者、外国人 など

- ・医療保険の種類や特徴と保険者の分類を押さえておく。
 - ・健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険
 - ・健康保険組合、全国健康保険協会、国民健康保険、国民健康保険組合、都道府県広域連合
 - ・傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金などの条件
- ・社会保険の財源について、国の統計から状況を把握しておく。
 - ・社会保障関係費 ・社会保障給付費 ・年金、医療、介護、その他の福祉の歳出の割合

3 法律・制度について

★様々な法律や制度に関わる問題を解くにあたり、まず概要をしっかりと理解しておきましょう。

① 法律と制度のとらえ方

法律 → その法律の目的や概要といった大きなルールを規定したもの。

制度 → 法律を運用する仕組みの内容やルールを規定したもの。

② 体系

- ・基本的な体系 憲法 — 社会福祉法 — 福祉六法(生・児・身・知・老・母) — 各福祉法
- ・法制度の体系 法律 — 制度 — 事業(仕組みの具体的なメニュー) — 詳細
 - 例) 介護保険法 — 介護保険制度 — 介護予防・日常生活支援総合事業 — 第一号訪問事業

・同系の法律

何を目的として各法が創設されているのか理解する。→ 各法の目的、理念を参照

例) 老人福祉法 → すべての高齢者に関わる内容。

介護保険法 → 原則、要支援・要介護者を支援するための財源などの運用やサービス利用の内容。

生活保護法 → すでに最低限度の生活が営めなくなった者に対する救貧法。

生活困窮者自立支援法 → 最低限度の生活ができなくなるおそれのある者への自立支援対策法。

4 介護保険制度について

★ 制度の単体の設問の他に事例を通してどの制度が該当するか、など問われることがあります。

したがって、全体の状況を正しく理解し、制度の特徴を押さえるようにしましょう。

特に類似用語があるので正確に区別できることが大切です。

また、改正された内容を問う問題では、創設からの一連の経緯を把握しながら、改正前と改正後と比較して、どのような課題があったかに焦点を当て、新たに何を解決目標にしているかを押さえるようにしましょう。

① 基本的な介護保険法(制度)創設に至るまでの背景を理解しておく。

- ・老人福祉法、老人保健法のしくみとそれによる課題、あるいはメリット、デメリット
→措置制度、老人医療、社会的入院など

② 介護保険制度の動向について

創設時から平成 17 年の改正に至るまでの間で何が課題となったのか、それによって何が改正されたのかなどを整理しておく。

- ・過剰なサービス提供による財政悪化 ・要介護者の増加 ・市町村の役割強化 など

同様に平成 17 年から平成 24 年の改正に至るまでの間で何が課題となったのか、それによって何が改正されたのかなどを整理しておく。

- ・介護予防の強化 ・認知症高齢者の急増対策 ・医療的ケアを伴う要介護高齢者への対応など

そして、平成27年度の改正

主旨

「医療・介護一体改革に向けた制度改革」



「医療から介護へ」、「施設から在宅へ」

「2025 年問題を視野に入れた、地域包括ケアシステムの完成に向けた取り組み」

主な改正点

- ・介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護3以上に。
- ・小規模な通所介護(定員10人以下)は、地域密着型サービスへ移行。
- ・介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」が地域支援事業に移行。

その他

- ・現役並みの高齢者の介護サービス利用負担が3割へ。 ・高額介護サービス費の上限額の引き上げ。など

介護保険制度の基礎的理解について

- ・改正とは関係しない基本的なしくみを確認する。

○申請から利用までの流れ

○保険者、被保険者 → 住所地特例、特定疾病、生活保護と被保険者の関係など

○組織の確認(役割、設置):介護認定審査会、介護保険審査会、国保連、国、都道府県、市町村など

- ・サービスの確認(種類、内容)

○居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなど

○②をもとに、改正により新設されたサービスや機関とその特徴をまとめておく。

- ・地域包括支援センター、配置専門職
- ・地域包括ケアシステム(新たな地域密着型サービス定額払いの創設)
- ・たん吸引の実施 など

・介護サービス情報について機関と特徴をまとめておく。

・WAMNET

③ 専門職についてまとめておく。(取得法、役割)

・介護支援専門員、主任介護支援専門員 など

5 障害者総合支援制度について

★障害者福祉においても、体系のイメージを理解すること。そのうえで各関連法の目的、理念を押さえてから制度の内容へと結び付けていくことがポイントです。

・障害者福祉関連法の体系

障害者権利宣言、障害者の権利に関する条約など

障害者基本法 → 身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法・発達障害者支援法

→ 障害者総合支援法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法など

① 障害者自立支援法の動向を理解する。(創設、改正の背景、目的)

・ 社会福祉基礎構造改革と障害者施策の関係

② 障害者総合支援法の基本的な仕組みを確認する。

・ 申請から利用までの流れ

・ 利用者負担→応益負担から応能負担へ

・ サービスの種類(給付等)

・ 対象障害の確認→一部の難病が追加平成25年4月～(障害者手帳を取得していない者も対象)

③ 障害者総合支援法に改正されたことにより、どのようなことが規定されたのか確認しておく。

→ 厚生労働省の概要資料などを読み込んでおく。

6 介護実践に関する諸制度について

★この項目では、「人間の尊厳と自立」と関連させながら、総合的に理解するようにしましょう。

① 人権擁護にかかわる制度を整理し仕組みを理解しておく。

・ 個人情報保護法 → 職業倫理と関連させる ・ 第三者評価制度 → 目的

・ 情報公開 → 社会福祉法の規定を確認

・ 苦情解決 → 事業者、都道府県社協 運営適正化委員会 ・ 成年後見制度、任意後見制度

・ 日常生活自立支援事業 ・ 高齢者虐待防止法 など

② 保健医療福祉に関する施策について、整理し理解しておく。

・ 発達障害 ・ 生活習慣病予防 ・ 後期高齢者医療制度 ・ 感染症予防 ・ 難病対策 など

問題

【民生委員】

民生委員に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 任期は5年である。
- 2 社会福祉法を根拠とする。
- 3 福祉事務所長が委嘱する。
- 4 給与が支給される。
- 5 生活保護法において、協力機関として位置づけられている。

解答 5

【社会福祉、社会保障制度の歩み】

社会福祉、社会保障制度の歩みに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1985年(昭和60年)に国民皆年金が実現した。
- 2 1982年(昭和57年)に老人保健法が制定され、老人医療費の無料化が実施された。
- 3 昭和20年代に制定された、いわゆる福祉三法とは、生活保護法、社会福祉事業法、身体障害者福祉法である。
- 4 社会福祉基礎構造改革では、福祉サービスは利用制度から措置制度への転換が行われた。
- 5 2000年(平成12年)に社会福祉事業法が社会福祉法に改正された。

解答 5

【介護保険制度のしくみ】

介護保険制度のしくみに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護給付に必要な費用は、利用者負担を除いて、公費と保険料で負担することとなっている。
- 2 介護保険サービスを利用するには、都道府県に要介護認定の申請をしなければならない。
- 3 要介護認定の審査及び判定は、介護保険審査会によって行われる。
- 4 介護保険サービスの利用契約の際に利用者または家族へ行う重要事項の説明は、電話で行うことができる。
- 5 介護保険サービスの利用者負担は、原則として2割である。

解答 1

【障害者総合支援法】

「障害者総合支援法」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 対象となる障害者の範囲に、難病等である者は含まれない。
- 2 利用者負担は、応益負担である。
- 3 自立訓練を利用するためには、障害支援区分の認定を受ける必要がある。
- 4 障害支援区分は、区分1から区分6までの6区分である。
- 5 「障害者差別解消法」の基本的な理念にのっとり、障害者および障害児が日常生活または社会生活を営むための支援を具体的に実施するためのものである。

「障害者総合支援法」・・・「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」

「障害者差別解消法」・・・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

解答 4